●手話通訳者、要約筆記者の派遣対象となるもの

　下記に挙げたものは一例です。該当しない場合については、お問い合わせください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **対象** | **内容** | **場所** |
| １．生命及び健康の維持増進に関する場合 | 診察、治療、検査、手術、健康相談等 | 病院、保健所、診療所等 |
| ２．財産、労働等権利義務に関する場合 | 相続、示談交渉、取調、契約等 | 裁判所、警察、法務局等 |
| 就職試験、労働条件、求職相談、研修、会議等 | ハローワーク、企業等 |
| 金融商品の購入、売却、口座の開設等 | 銀行、証券会社等 |
| 動産、不動産の購入、売却等 | 自動車販売店、不動産業者等 |
| ３．官公庁、学校等公的機関と連絡調整を図る場合 | 確定申告、申請、年金手続き等 | 市役所、税務署、社会保険事務所等 |
| 入園入学、卒業式、PTA、説明会等 | 保育園、幼稚園、学校等 |
| ４．その他生活上必要と認められる場合 | 入学試験、自動車免許、資格試験等 | 学校、自動車学校、商工会議所等 |
| 家族会議、自治会活動、冠婚葬祭等 | 自宅、集会所、式場等 |